# コミュニティ・スクールへの支援のあり方について — スコットランドの保護者協議会を事例にして —

# 平阪 美穂

(平安女学院大学)

### 1. はじめに

現在、日本において、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に指定されている学校は2,806校(2016年4月1日現在)となり、2004年に制度化されて以降、増加し続けている¹。コミュニティ・スクールとは、教育委員会から任命された地域住民や保護者などの学校関係者によって組織された学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会には、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができること、の三つの権限が与えられている。コミュニティ・スクールは、開かれた学校づくりの推進、地域のニーズに応じた教育の展開、学校の自主性、自律性の確立が求められたことを背景に制度化されたが、現在は、校長のリーダーシップにもとづいた「地域とともにある学校づくり」をすすめるツールとしての役割に重点が置かれるようになっている。

2015年に提示された中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」においても、教育委員会や校長、教職員の理解や実践経験の不足、活動費や委員謝金等の財政負担、管理職や教職員の勤務負担、学校運営協議会の委員等の人材育成や確保についてなどが課題としてあげられているが、学校が「地域とともにある学校」へと転換していくには、コミュニティ・スクールは学校と地域の連携・共同体制を持続可能にする仕組みとして有効な手段であるとして、その拡大、拡充が求められている<sup>2</sup>。そして、答申にすべての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであると示されたこともあり、今後は、この方向性が促進され、指定校数は急速に増加していくことが予測される。

これを受けて、文部科学省は、「「次世代の学校・地域」創生プラン〜学校と地域の一体改革による地域創生〜」を策定し、コミュニティ・スクールの制度的見直しや、学校運営協議会の委員に向けたハンドブックの作成などの具体的な施策を進めていくことになったが<sup>3</sup>、コミュニティ・スクールが形骸化することなく、効果的に機能していくためは、学校運営協議会に対して支援を行っていくことが必要であると考えられる。

コミュニティ・スクール及び学校運営協議会の実態と課題に関する研究の代表的なものとしては、佐藤ら  $(2010)^4$ の研究や大林  $(2015)^5$ 、仲田  $(2015)^6$ の研究がある。佐藤ら (2010) は、コミ

ュニティ・スクール指定校の校長に対する意識調査や、先進的な取り組みを行う学校等の事例調査を実施し、その実態と成果や課題について明らかにしている。特に学校長に対する調査では、指定年度が最近の学校ほど、教育委員会に対して、学校運営協議会の委員への研修や他の指定校に関する情報の提供を求めている傾向にあるとして、コミュニティ・スクールの実現のためには、十分な準備期間、地域住民、保護者の制度についての認知度の向上、充実した委員研修、年間計画の練り上げが不可欠であると指摘している。しかし、その具体的な在り方までは言及されていない。

大林(2015)は、学校運営協議会の導入による学校改善の過程に着目し、教員や学校運営協議会委員に対する質問紙調査と参与観察等の質的調査を用いて、教員と地域住民間のソーシャルキャピタルの蓄積の重要性を指摘している。学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程においては、学校運営協議会の役割への意味付与の仕方が改善の程度に重要な影響を与えることを明らかにし、教育行政機関が学校の文脈に応じた意味づけを支援することの必要性を述べているが、支援の方法については触れられていない。また、その文脈の判断は校長にゆだねられており、今後のコミュニティ・スクールの普及を考えると、質のばらつきが生じることが懸念される。

仲田 (2015) は、学校運営協議会内部の学校・保護者・地域の関係性の葛藤に焦点をあて、保護者委員の劣位性を指摘し、学校運営協議会の組織運営への課題を提示した。保護者の劣位性を克服するための制度的担保や保護者の学校支援を無前提に当然とする規範を緩和することを提言しているが、これらの課題を解消するための行政的支援の在り方については、今後の課題とされたままである。いずれの研究においても、学校運営協議会の実態や効果についての詳細な分析や課題の指摘がなされ、学校運営協議会に対する何らかの支援策の必要性は提案されているものの、どのような形で具体化していくか、についてまでの検討には至っていない。

これらに加え、各自治体や学校の取り組みについて扱った研究や報告<sup>7</sup>もいくつかみられるが、 個別の成功例については扱われているものの、これらについても支援策についての言及はない。

そこで本稿では、日本におけるコミュニティ・スクールに対する支援の在り方ついての示唆を 得ることを目的として、スコットランドにおける保護者協議会への支援の取り組みを考察してい くことにしたい。

本稿で取り上げるスコットランドでは、1988年から続いてきた学校委員会(School Board)制度が廃止され、2006年より保護者協議会(Parent Council)制度を導入した。これは、保護者の参加をより促進させるための制度変更であり、制度面の整備と同時に、政府、地方当局による保護者の学校参加を促進するための支援が義務付けられた。政府、地方当局の支援に加えてチャリティー団体8を活用したサポートも展開されている。スコットランドにおいては、地域住民よりも保護者を主限に置いた制度設計がされているが、校長のリーダーシップにもとづく学校運営を支援し、教育をより充実したものにしようとするねらいを持ったこれらの取り組みは、日本におけるコミュニティ・スクールの支援策を検討するうえで参考になると考えられる。

本稿では、保護者の学校参加を支援するチャリティー団体であるScottish Parent Teacher Council (SPTC) のスタッフに対する聞き取り調査、及び保護者協議会に対する研修への参与観察によって得られた情報にもとづいて考察していくことにする $^9$ 。

#### 2. スコットランドにおける学校運営参加制度

# (1) スコットランドの学校運営制度の概要

はじめに、スコットランドの学校制度について簡単に説明したい。

スコットランドでは、イングランドとは異なる制度のもとで教育が行われている。初等教育は、5歳から12歳の7年間、中等教育は12歳から18歳の6年間(義務教育は16歳まで)である。私立学校に在籍する児童生徒は全体の4.3%のみであり、公立学校中心の教育が展開されているといえる<sup>13</sup>。公立学校は、32ある地方当局によって全て公費で運営され、地方当局が責任をもって地方の状況に応じた教育を提供している。保護者には、学校選択の権利は認められているものの、ほとんどの保護者は地方当局によって指定された学校に子どもを通わせている。

教員は地方当局によって採用、雇用されており、各学校に配置される教員数も地方当局が管理している。教員は、校長も含め、欠員による公募に応募する形で同じ地方当局内で異動することはできるが、特に任期は定められておらず、強制的に異動となることはない。2010年より、新カリキュラムが導入されたが、具体的な教育内容や方法は各教員に委ねられている。また、学校予算は、校長が使途を決定する。学校予算のうち、54%は教員等の人件費であり、校舎の維持費や教材費、ITサービス等の必要経費を除くと、残るのは4%程度であり、校長の裁量で使用できる予算は限定的である<sup>14</sup>。スコットランドでは、教育内容については教員に与えられている裁量が大きいが、学校運営は校長のリーダーシップに基づきながら地方当局の方針に沿って実施されている。スコットランドにおける学校と地方当局の関係は、日本における、教育委員会と学校の関係と似ている点が多いといえるであろう。

#### (2) スコットランドにおける学校参加制度

スコットランドにおける保護者、地域の学校運営参加制度としては、2006年にScottish School (Parental Involvement) Act 2006によって制度化された保護者協議会 (Parent Council) がある。これは、1988年に導入された学校委員会 (School Boards) に代わって導入されたものである。学校委員会は、各学校単位で、保護者 (Parent members)、教員 (Staff members)、学校委員会の選出による委員 (Co-opted members) の3者によって構成されており、学校委員会の選出による構成員は、保護者でも教員でもない、地域社会からの代表者である。これらの構成員の内訳は児童・生徒数に応じて規定されており、たとえば、在籍者が500人以下の学校では、保護者4人、

教員1人、その他が2人である。学校委員会は保護者が過半数を占める構成であり、会長には保護者が就くことが規定されていた。この学校委員会は、イングランドにおける学校理事会(Governing Bodies)と対になる制度ではあるが、学校委員会は最高意思決定機関ではなく、経営責任はない。予算や学校運営に対する権限はあるものの、学校、保護者、地域が情報交換をすすめ、学校の取り組みに対する保護者の理解を向上させることが主要な機能であるとされていた $^{15}$ 。学校委員会は、保護者の関心に学校が応えることによる教育水準の向上がねらいとされていたのであり、学校がアカウンタビリティを果たすための重要な機関であったのである $^{16}$ 。

しかしながらこの学校委員会に対しては、運営や構成員の選考手続きはお役所的で、保護者の意見を代表しているかどうか懐疑的であるなど、ネガティブなイメージを持つ保護者が多かった<sup>17</sup>。学校委員会は、多様な保護者の参画を促す効果は薄く、教育の水準向上にもつながらなかった<sup>18</sup>。そこで、よりフレキシブルで幅を持たせた運営形態とするため、制度変更が議論されることになった。これが2006年のScottish School (Parental Involvement) Act 2006であり、保護者協議会の発足となったのである。この法律は保護者の子どもに対する教育への参加を促進するための、学校、地方当局、政府の義務や方策について定めたものであり、その大半は保護者協議会に関する項目で占められている。この法律において保護者の参加とは、(1) 家庭での学び、(2) 家庭と学校のパートナーシップ、(3) 保護者の意見の表明、であると規定されており、保護者協議会の導入は、特にその3点目を具体化させるための方策であった。

現在、保護者協議会の設置は義務付けられていないものの、スコットランド内のほとんどの初等、中等学校におかれている。保護者協議会は、当該校の保護者全体(Parent Forum)<sup>19</sup>の代表であり、保護者協議会の構成員となれるのは、当該校に子どもを通わせている保護者と規定されているが、その保護者協議会に必要であると認定されることによって保護者以外でも構成員になることができる。新制度では、より保護者中心の構成にはなったが、地域住民等の参加は排除しておらず、学校、地域の実情に応じて構成員を決定できるような仕組みとなったのである。なお、新制度においても、代表は、保護者でなければならないと規定されている。

保護者協議会の役割は、(1) 子どもの学びのために学校を支援すること、(2) 保護者の意見を表明すること、(3) 学校、保護者、今後入学予定の子どもの保護者、児童・生徒、コミュニティ等との関係を促進させること、(4) 保護者全体に活動の報告をすることの4点である。学校支援の内容は、学校の教育計画の立案への参画から、行事の企画、学校の備品等を購入するための資金調達など、多岐にわたっている。また、保護者の意見表明の内容は、学校運営への要望や学校評価である。人事については、学校管理職の選考手続きには参加することとなっているが、教職員の解雇や異動についての権限は持ち合わせていない。スコットランドにおいては、校長のリーダーシップに基づく学校運営が行われており、最終的な責任は校長にある。これに対し保護者協議会は、学校教育を支える立場にある。保護者協議会の役割と学校との関係は、日本における学校運営協議会と類似しているといえるであろう<sup>20</sup>。保護者協議会のメンバー構成、活動内容は、各学校の実情に応じ、保護者協議会自身が決定することができるようになっている。学校の実態に応じたフレキシブルな形態をとることが可能なように制度設計がされており、保護者は、子どもの教育を行うためのパートナーとしての位置づけとなったのである。

# 3. 保護者協議会への支援

保護者協議会の普及、活動の維持を支援することは、地方当局の義務となっている。そのため、これまで地方当局は、保護者協議会の設立の支援などを行ってきたことに加え、政府も保護者向けのウェブサイト、リーフレットやガイドブックを作成してきた。たとえば、保護者協議会の紹介や会議の進め方などについてテーマごとに構成され、分かりやすく簡潔に内容がまとめられたリーフレット集「ウェルカムパック」は各学校に配布されている。新しく保護者協議会のメンバーに加わった者でも、それに目を通すことで、保護者協議会の機能と役割について理解できるように工夫されている。このような資料は、政府の保護者向けウェブサイトからダウンロードすることもできるようになっている<sup>21</sup>。スコットランドにおいては、どのような形態の保護者協議会にしていくのかは、その学校の保護者に委ねられており、その活動形態も多様である。地方当局は、それぞれのニーズに応じた継続的な支援を行うために、保護者の学校参加を支援する組織と連携し、これを実施してきた。

#### (1) Scottish Parent Teacher Councilの概要と役割

Scottish Parent Teacher Council (SPTC) は保護者協議会、PTA、その他の保護者による団体等によって構成された会員組織である。保護者の質の高い教育参加の維持・発展を支援することを目標に掲げている。業務内容は、保護者向けの損害賠償保険の提供、ウェブサイトやニュースレター、電話、メールを通しての情報やアドバイスの提供、保護者協議会に対する研修会の実施、リーフレット等の発行、学校管理職への研修、政府や地方の審議会等への参加、保護者への調査、政府の政策へのコンサルテーション及び意見の表明と幅広い。

2014/2015年度の会員数は1,872である。そのうち、保護者協議会が1,535と大部分を占めているが、PTAや学童保育等の運営団体も会員となっている。都市部を中心とした20の地方当局の保護者協議会は、地方当局で取りまとめて加入するグループ会員となっている<sup>22</sup>。

年会費は、当該学校の児童・生徒数に応じて定められている。グループ会員の保護者協議会の会費は、地方当局が支払っており、各保護者協議会の負担にならない。また、グループ会員の会費は、地方当局が3年契約をすれば割引を受けることができる仕組みになっている<sup>23</sup>。

SPTCのスタッフは、常勤職員4人とパートタイムの職員3人である。常勤の職員は、全体の統括(executive director)、研修の企画運営担当(information officer)、研修の運営サポート(training assistant)、広報とオンラインでの保護者のサポート担当(communication officer)である。パートタイムの職員は、スコットランド西部、北部、中部のエリアごとに配置され、研修を担当している。会員になると研修会への参加、情報やアドバイス、損害賠償保険への加入、ウェブサイトの会員限定ページへのアクセスなどのサービスが受けられるほか、SPTCの理事となることができる。

次に、保護者協議会に対する直接的な支援である、保護者協議会への情報、アドバイスの提供 と、保護者協議会への研修について説明したい。

#### (2) 保護者協議会への情報とアドバイスの提供

保護者が主体的にその活動を行っていけるよう、政府は、ウェブページやパンフレットを作成し、カリキュラムやいじめ問題など、子どもの教育に関する情報の提供を積極的に行っている。しかし、それが当事者である保護者に十分に伝わっていないことがある。保護者が知っておくべき内容であったとしても、それが保護者のためだけに発信された情報とは限らないため、保護者が理解しにくい場合がある。そこで、SPTCは政府等からの情報を "行政の言葉"から、保護者が理解しやすいように "訳し"て、保護者に発信しているのである。また、保護者が受け取る教育に関する情報は学校を経由したものが多く、学校側の視点からの情報となる場合が多い。SPTCは、保護者側に立って情報の説明をしているのである。2010年に新カリキュラムが導入された際には、保護者からSPTCに対して、カリキュラムの内容や、新しい評価方法についての問い合わせが多くあったという。

また、学校と保護者の間にはパワーバランスの問題があり、保護者側から言い出しにくいような事柄がある。また、消費者として、学校に無理を言う保護者も存在する。当事者間で解決できることが多いのであるが、問題がこじれるようなケースもある。そのようなときに、第三者であるSPTCがその間に入ってアドバイスをすることで、コミュニケーションを円滑にすることができるのである。

#### (3) 保護者協議会への研修

SPTC の主要な業務として保護者協議会に対する研修がある。先ほども述べたとおり、保護者協議会はSPTCから講師の派遣を受け、研修会を実施することができる。SPTCは年間50回以上、保護者協議会に対する研修会を実施している。2013/2014年に提供されている研修メニューは表のとおりである。

# 表 SPTCが主催する保護者協議会の研修

研修名	主な内容
保護者協議会の要点 1	<ul><li>保護者協議会の役割や責任とは何か</li><li>効果的な保護者協議会の運営のためのアイデア</li></ul>
保護者協議会の要点 2	<ul><li>・どのようにキャンペーン、ロビー活動を行うか</li><li>・学校査察や学校運営への参加</li></ul>
コミュニケーションに焦点をあてて	<ul><li>ペアレントフォーラム、学校、地域、地方当局とのやりとり</li><li>どのようにソーシャルネットワークを利用するか</li><li>効果的な調査、アンケートを行うには</li></ul>
役員、委員の役割	<ul><li>会長、会計、書記の役割、委員の役割</li><li>困った状況の解決策</li></ul>
ソーシャルイベント・資金調達イベ ントの開催	<ul><li>・イベントの開催や新しいアイデア</li><li>・安全で効果的なイベント運営、保険について</li></ul>
効果的な会議	<ul><li>アジェンダをどのように設定するか</li><li>会議や総会をどのようなものにするか</li><li>コミュニケーションスキルの向上</li></ul>
保護者協議会、PTAのための「弱者保護 (スキーム)」	• 弱者保護スキームについての情報と保護者がすべきことについて

研修会はパッケージ化されており、保護者協議会は、それぞれの課題に応じた研修を選び、受 講することができる。研修は単独の保護者協議会単位で開催されることもあれば、近隣のエリア の保護者協議会と合同で行われることもある。基本的には、学校のコミュニティルームや会議室 で行われる。開催時間は、働いている保護者にも考慮して、夜間が多い。

次に、保護者協議会の委員及び会長等の役員の役割についての理解を促進することをテーマと した研修について取り上げ、研修会の内容の詳細と実際の運営の様子について例示したい<sup>24</sup>。講 師はSPTCで研修の企画・実施を担うスタッフが担当した。時間は開始から解散まで2時間であ り、9人の参加があった。プロクラムは、イントロダクションと4つのセクションで構成されて おり、流れは以下のとおりである。

#### ① イントロダクション:SPTCの役割について

まず、講師と参加者の自己紹介が行われる。次に、SPTCの目的と役割について、またSPTC が会員に提供するサービスについての紹介があり、この研修会の目的について説明がされる。研 修を通して、参加者は情報を得るだけではなく、保護者同士のコミュニケーションの機会とする こともねらいであるとの説明がされていた。

#### ② セクション1:保護者協議会の役割について

このセクションでは、簡単なクイズゲーム(MYTHBUSTER)を通じて、保護者協議会の制度 と役割について理解する。参加者は、「保護者は誰でも保護者協議会の議事録や予算の収支を見 せてもらうことができる」などの保護者協議会の仕組みについての記述がそれぞれ正しいか、正 しくないかを選ぶクイズと、それらの答え合わせをしながら、保護者協議会の制度の仕組みや、 ねらいについての解説が行われる。講師は、他校のグッドプラクティスを紹介したり、参加者か ら発せられる質問に答えながら進行していく。このセクションは、参加者をリラックスさせるア イスブレイクの機能も果たしている。

#### ③ セクション2:委員、役員の役割について

参加者間で保護者協議会の全体像についての共通認識を持ったあと、会長、書記、会計、一般 の構成員のそれぞれの役割や業務の内容について解説が行われる。どのような点に気を付けるか について確認がされ、その役職についていない保護者も、個別の役割について理解していくこと ができるよう工夫されている。

#### ④ セクション3:ケーススタディ

ここでは、それぞれの役職の任務について理解したうえで、生じる可能性がある運営上の諸問 題についてのシナリオをもとにして参加者同士で意見交換を行い、解決策を検討する。たとえば、 「会長が保護者協議会の構成員と相談することなしに、物事を決定してしまう」などのシナリオ に対して、どのように解決していくのか、どのように予防するのかについて話し合いながら、そ

れぞれの役割について理解を深めていくことになる。ここで取り上げられる事例は、実際に起こりがちな問題を想定して作成されており、これらの解決策を検討することによって、それぞれの役割や周囲のサポートの在り方について検討していく機会となっている。講師は、受講者の発表をうけ、模範解答を示し、問題となるような状況を否定するだけではなく、他校での解決例や、妥協点についても紹介していく。実施校で生じた事例についての質問があった際にはそれにも丁寧に答えていった。

#### ⑤ セクション4:振り返り

参加者は、終了時にアンケートを記入する。これは毎回行われており、研修の良かった点や改善点、SPTCに支援してほしい内容について問うものである。最後に、メールレターへの参加、保護者を対象とした各種の調査への依頼をして、研修が締めくくられた。研修会場にはSPTCが作成した保護者協議会の役割や、取り組みのヒント等についてまとめられたリーフレットが多数用意されており、参加者は自由に持ち帰ることができる。

研修の種類によって、行われるセクション数や活動の内容は異なるが、どの研修もおおむね同様の流れで進行されている。通り一遍の講義ではなく、参加型のプログラムになるよう工夫がされている。研修会は、講師の配慮によって、参加者が発言しやすい雰囲気となっている。研修会の内容は、保護者協議会の運営方法に関するものであり、保護者の視点に立った内容構成で、保護者協議会のニーズや課題に対応したものになっている。2015年からは、「保護者の参加を促すには」、「学校改善への支援」をテーマとした研修が新たに追加され、選択肢が拡大した。研修会は、保護者に対する情報提供の場であると同時に、SPTC側にとっても各校の事例、状況を収集する場となっており、支援の充実につながっているといえよう。

#### 4. 考察

スコットランドにおけるSPTCを中心とした保護者協議会に対する支援の特徴として、次の2点が指摘できよう。

第一に、政府、地方当局、学校、保護者間のコミュニケーションを円滑にしている点である。子どもの教育を行う対等なパートナーとして学校とかかわるためにも、保護者が正しい情報を得ることは必要である。保護者は子どもの教育に大いにかかわっているが、学校や地方当局に比べると彼らが得られる情報は少ない。SPTCは、保護者が教育に参加していくために必要な情報を分かりやすく保護者に伝える役割をはたしている。また、SPTCが独立した組織であるという立場を活かして、保護者と学校や地方当局間の問題解決も支援している。中間的な立場をとりながらも、保護者の学校参加が促進されるよう、保護者の立場に立った支援がされているといえよう。

第二に、保護者協議会の具体的な運営ついて、継続的な支援の取り組みを行っている点である。 新制度の発足時だけではなく、より保護者の教育への参加を促進し、質の高い保護者協議会を運営 していくためのサポートが続けられている。保護者協議会に対する研修会では、多様なメニューが 用意されることによって、保護者協議会はその発展状況に応じた研修を重複なく受けることが可能 となっているのである。また、SPTCは電話やメールでの相談も受け付けており、地方の学校の保 護者協議会でも、困りごとについてすぐに相談ができるように体制が整えられている。このような 個々のニーズにも対応できるようにするために、SPTCは会員からの要望にも耳を傾けている。

ここで、SPTCが提供する支援に対する保護者の評価であるが、2014/15年に会員に対して行わ れたSPTCが提供するサービスの重要度についての調査(それぞれの重要度を10段階で評価)では、 ウェブサイト、リーフレット:7、研修:6.7、電話相談:6.6、メール相談:6.5であり、おおむね、 保護者に必要とされていること分かったが、同時に、SPTCがどのようなサービスを提供している か十分に認知されているとはいえず、さらに積極的に保護者協議会やその他の保護者に対しても アピールしていく必要があることが明らかとなった。また、他の協議会の事例の共有、保護者が 子どもの教育や学校に参加するための具体的な支援の提供、地域で会員が集まれる機会の提供な どの提案も多く見られた $^{25}$ 。SPTCは、新たな研修の追加や、ウェブサイト上での成功事例の発信 など、彼らのニーズへの対応を早急に行っている。このような、柔軟な対応を積極的に行ってい く姿勢は、SPTCの強みではあるが、人的、金銭的資源が限られている中で、どのように、日々変 化する保護者協議会の状況に応えられる支援を行っていくかは課題であると言えるであろう。

### 5. おわりに

以上のように、スコットランドにおける保護者協議会への支援の実態を考察してきた。日本の 学校運営協議会においては、構成メンバーは保護者よりも地域住民が多数派を占める場合が多く、 スコットランドの保護者協議会とはその組織構成は異なるが、どちらも、学校運営に対して意見 を述べ、学校を支援することが求められる組織である。また、SPTCによる支援の内容は「保護 者として|の振る舞いについてではなく、どのように組織を運営していくかという点に重点が置 かれている。したがって、スコットランドにおける保護者協議会に対する支援の取り組みは、日 本における学校運営協議会への支援の在り方を検討するうえで示唆に富んでいると考えられる。

第一に、保護者や地域住民等をともに教育を行うパートナーとして、彼らの立場に立った支援 を行うことである。スコットランドにおいては、保護者を子どもの教育を行ううえでのパートナ ーであるととらえ、保護者に対して直接、積極的な情報提供や保護者協議会の運営方法について のサポートを行うことで、保護者自身が判断し、教育に参加できる体制を構築しようとしてきた。 これは換言すれば、保護者が学校や地方当局の要望に応じる形で活動するのではなく、自分たち で組織運営を行い、主体的に教育に参加できるようにするためであった。日本においても、地域 と学校がパートナーとして連携・協働してくことの必要性は、前述の中教審答申でも述べられて いるが、これまでの学校と地域、保護者との関係性を鑑みると、容易には進まないことが予想さ れる。そこで、保護者や地域住民が当事者意識をもち、主体的に教育にかかわることができるよ う研修プログラムを立案することが必要であろう。学校側からの視点ではなく、地域として、保 護者として教育にかかわる意義についてや、主体的に教育に関わっていくことができるような組 織運営を行うための具体的な方法についての内容が含まれていることが重要であると考えられる。 さらに、校長に対しても、コミュニティ・スクール制度への理解や、地域住民や保護者が学校の パートナーであるという認識を深める研修も同時に行われるべきであろう。

第二に、保護者や地域住民のネットワークの拡充、整備である。日本においては、SPTCのような組織は今のところ存在しない。文部科学省は、地域と共にある学校づくりを推進することを目的とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」を全国各地で開催し、事例の共有を図っているが、その報告者は主に教育委員会や校長であり、学校運営協議会の委員を主な対象としたものではない。また、コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)の派遣も行われているが、学校運営協議会の委員を直接対象としたものではない。日本においても、SPTCのような支援組織が構想されるのが望ましく思われるが、行政のトップダウンによって置かれることになると、地域住民の負担感が増したり、取り組みが形骸化していく恐れがあろう。まずは、地域住民や保護者が参考となる取り組みや悩みを共有する機会を設けることから始めることも意義があると考えられる。近隣校の学校運営協議会との交流からネットワークを広げていくであれば、それほど非現実的ではないであろう。ただし、きっかけは行政であったとしても、地域住民や保護者が主体的に参加できるものであることが大切である。

しかしながら、本稿では、委員に対する支援を実施していく場合に、委員にどのような資質が 求められているのかについて検討するまでは至らなかった。また、学校運営参加のための組織と して、スコットランドでは保護者が主体となっているのに対し、日本においては地域住民がその 中心で、保護者の位置づけはそれほど強くない。スコットランドの保護者協議会と日本の学校運 営協議会は類似点が少なからず見受けられるが、なぜこのように保護者の立場に違いが発生した のかについても検討することは、今後の日本におけるコミュニティ・スクールの方向性を考える にあたっても意義があると考えられる。これらを今後の課題としたい。

- 1 制度化されたコミュニティ・スクール以外にも、地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる取り組みを行っている学校も増加している。コミュニティ・スクール指定校を含め、学校運営に参画する会議体を置く小中学校数は平成28年4月1日現在、6,814校となっており、平成24年の2,944校から大幅に増加している(文部科学省 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)等の指定状況について〈http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/community/shitei/detail/1372303.htm〉最終アクセス2016年7月5日)。
- 2 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議『コミュニティ・スクールを核とした地域 とともにある学校づくりの一層の推進に向けて――全ての学校が地域とともにある学校へと発展し、子供を 中心に据えて人々が参画・協働する社会を目指して』(平成27年3月)〈http://www.mext.go.jp/component/ b\_menu/shingi/toushin/\_\_icsFiles/afieldfile/2015/03/20/1356133\_1\_3.pdf〉(最終アクセス2016年7月5日)。
- 3 文部科学省ウェブサイト 〈http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/28/01/1366426.htm〉 (最終アクセス 2016 年 7月 5日)。
- 4 佐藤晴雄編著『コミュニティ・スクールの研究』風間書房、2010年。
- 5 大林正史『学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程に関する研究』大学教育出版、2015年。
- 6 仲田康一『コミュニティ・スクールのポリティクス 学校運営協議会における保護者の位置』勁草

書房、2015年。

- 7 大神田賢次『日本初の地域運営学校——五反野小学校の挑戦』長崎出版、2005年、金子郁容『日本で「一番いい」学校』岩波書店、2008年、貝ノ瀬滋『小中一貫コミュニティ・スクールのつくりかた』ポプラ社、2010年、春日市教育委員会・春日市立小中学校編著『コミュニティ・スクールの底力』北大路書房、2014年など。
- 8 慈善目的かつ公共の利益をもたらす団体として認められ、The Scottish Charity Regulator (OSCR) に登録された団体を指す。スコットランドでは、24,134団体がチャリティー団体として認められている (OSCRウェブサイト〈http://www.oscr.org.uk/〉最終アクセス2016年7月5日)。
- 9 聞き取り調査は、2013年2月13日にSPTC統括のEileen Prior氏に対して行った。研修会の参与観察は、本稿で事例として取り上げる2013年11月4日19:00~21:00 (Strathesk Primary Schoolで開催)のほか、2014年3月18日14:00~16:00 (Riverbank Primary Schoolで開催)、2015年1月30日13:00~15:00 (Pollokshields Primary School) に行った。
- 10 平阪美穂「スコットランドにおける保護者の学校経営への参加」『発達教育学研究』2011年、pp.13-21。
- 11 平阪美穂「保護者・地域住民の学校運営参加の在り方に関する研究――日本とスコットランドの現 状を素材にして」京都女子大学博士(教育学)学位請求論文、2012年。
- 12 Eileen Prior, The Parent Dimension in Education, In T. G. K. Bryce, W. M Humes, D. Gillies and A.Kennedy, *Scottish Education Fourth edition: Referendum*, Edinburgh University Press, 2013, pp.229-238.
- 13 Scottish council of Independent Schoolsウェブサイト(http://www.scis.org.uk/)(最終アクセス2016年2月8日)。
- 14 Scottish Government, OECD-Scotland Education Policy Review (Final Draft), 2015, p.25.
- 15 Schools Division Education Department Scottish Executive, SCHOOL BOARDS MEMBERS' HANDBOOK, 2003, p.4-5
- 16 Pamela Munn, School Boards and Governing bodies, In Margaret A. Arnott and Charles D. Raab, The Governance of Schooling: Comparative Studies of devolved management, 1997, p.111.
- 17 Philip Banks, SUPPORT FOR SCHOOL BOARDS, 2002, pp.21-22.
- 18 Eileen Prior、前掲書、p.233.
- 19 子どもを通わせている公立学校の保護者は、その学校のParent Forumを構成すると規定されている。 保護者は自動的にParent Forumのメンバーとなり、学校の保護者全体を指す語としてParent Forum の語が使用されている。Parent Forumの代表がParent Councilである。
- 20 具体的な保護者協議会の役割については、平阪、前掲書、2012年を参照されたい。
- 21 Parentzone Scotland ウェブサイト〈http://www.educationscotland.gov.uk/parentzone/〉(最終アクセス 2016年7月5日)。
- 22 Scottish Parent Teacher Council, 67th Annual Report 2014–2015.
- 23 SPTCの年会費は、児童生徒数が50人以下: $\pounds$ 75.50、51~100人: $\pounds$ 82.00、101~250人: $\pounds$ 106.00、251人以上: $\pounds$ 112.00である(2015年6月現在)。
- 24 2013年11月4日19:00~21:00、Stratheesk Primary School にて開催。
- 25 SPTC, Report for member survey 2014/2015.

#### 【付記】

本研究はJSPS科研費26780464の助成を受けたものです。

#### [Abstract]

# The Support for Community Schools in Japan — The Case of Scottish Parent Councils —

# Miho Hirasaka

Heian Jogakuin (St. Agnes') University

In Japan, the number of "community schools" are increasing. A community school is a school which has a school management committee organized by representatives drawn from the local community and parents. Community schools are expected to play a key role in establishing an organized system of continuous coordination and cooperation between the school and the community. As the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology is determined to promote the expansion and enhancement of this system, the number of such schools will increase in Japan. However, it will be necessary to continue providing support for school management councils in order to prevent a loss of substance and promote effective functioning.

This article aims to address some implications concerning how community schools in Japan can be supported by examining the characteristics of and actual support for Parent Councils in Scotland.

In Scotland, Parent Councils were established in 2006. They were created for each school, and it is an organization through which parents express their opinions on the education of their children, and provide education in collaboration with the school and the local authority. The Parent Council is required to support the school in its education of children. In order to support these kinds of organizations and to enhance the quality of parents' participation, there is a Scottish Parent Teacher Council (SPTC). The SPTC provides information and training to Parent Councils. There are two important characteristics of SPTC support to the Parent Councils. First, the SPTC helps to facilitate effective communication between the government, the local authority, the school and the parents. Second, continuous support concerning concrete methods of how to manage their organization is provided.

These efforts in Scotland provide a model to consider for implementing support strategies for community schools in Japan. First, we should recognize that parents and people in the local community are partners with schools and provide the support for them to contribute to the education process. Subsequent training programs that allow parents and people from the local community to participate proactively in education will need to be created. Second, to develop and expand a system of networks between parents and people in the local community is necessary. It may be meaningful to make opportunities to share their good practices and address worries they may have.